

# 災害時における保育所等の対応基準について

## 1 経緯及び目的

本市では、原則開所であった自然災害発生時（大雨・台風等）の保育所等の対応を、「災害時における保育所等の対応について（通知）」（平成 29 年 9 月 15 日付）において、施設長の判断で自宅待機等の措置がとれるよう見直されました。近年、災害が頻発・甚大化するに伴い、緊急を要する判断が必要になることから、市内各保育施設の所在する地区に避難情報が発令された場合の対応について基準を定めることにいたします。

## 2 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに、市民がとるべき行動が示されています。高齢者等は、『「警戒レベル3」高齢者等避難』が発令された時点で避難行動をとるべきとされています。

警戒レベル	市民がとるべき行動	避難情報等
警戒レベル 5	『命の危険 直ちに安全確保！』 ・災害発生・切迫の状況で避難所等への立退き避難がかえって危険である場合は、緊急安全確保する。	緊急安全確保 (市が発令)
警戒レベル 4	『危険な場所から全員避難』 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 (市が発令)
警戒レベル 3	『危険な場所から高齢者等は避難』 ・高齢者等（障がい者のある方、乳幼児等含む）とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外も避難の準備や自主避難するタイミング。	高齢者等避難 (市が発令)
警戒レベル 2	『自らの避難行動を確認』 ・避難に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動の確認をする。	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)
警戒レベル 1	『災害への心構えを高める』	早期注意情報 (気象庁が発表)

### 3 保育所等の対応基準

「市民がとるべき行動」を踏まえ、警戒レベル（避難情報等）が発令された場合の対応、及び発令が解除された場合の保育所等の対応の基準は次のとおりとします。

なお、警戒レベル（避難情報等）が発令又は解除された場合の対象は、発令対象地区にある保育施設とします。

#### (1) 避難情報等発令時の対応

##### ①開園時刻までに発令

警戒レベル（避難情報等）	保育所等の対応
警戒レベル3 （高齢者等避難）	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者へ家庭での保育が可能な場合は、登園を控えるように、また、登園する場合は「早急な迎えの依頼」に対応できるように連絡をする。</li></ul> <b>【千草保育園】</b> ※土砂災害関係情報によりレベル3が発令された場合 <ul style="list-style-type: none"><li>・当該日は、原則、休園とする。</li><li>・保護者への休園の連絡をする。</li></ul>
警戒レベル4 （避難指示）  警戒レベル5 （緊急安全確保）	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該日は、原則、休園とする。</li><li>・保護者への休園の連絡をする。</li></ul>

## ②開園時間中に発令

警戒レベル（避難情報等）	保育所等の対応
警戒レベル3 （高齢者等避難）	<p><b>【千草保育園以外】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者へ「避難情報の発令」と「安全を確保しつつ、迎えの依頼」を連絡する。</li> <li>在園児の「迎え」がどうしても困難な場合においては、原則、あらかじめ保護者へ周知している避難所へ速やかに避難させる。ただし、他の避難所又は園内のほうが安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。</li> </ul> <p><b>【千草保育園】</b></p> <p>※土砂災害関係情報によりレベル3が発令された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該日は、原則、休園とする。</li> <li>保護者へ「休園」と「安全を確保しつつ、早急な迎えの依頼」を連絡する。</li> <li>在園児の「迎え」がどうしても困難な場合においては、原則、あらかじめ保護者へ周知している避難所へ速やかに避難させる。ただし、他の避難所又は園内のほうが安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。</li> </ul>
警戒レベル4 （避難指示）	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該日は、原則、休園とする。</li> <li>保護者へ「休園」と「安全を確保しつつ、早急な迎えの依頼」を連絡する。</li> <li>在園児は、原則、あらかじめ保護者へ周知している避難所へ速やかに避難させる。</li> </ul> <p>ただし、他の避難所又は園内のほうが安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。</p>
警戒レベル5 （緊急安全確保）	

## （2）避難情報等発令解除後の対応

時点	保育所等の対応
午前6時まで解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>開園（開園時間及び給食の有無は園の判断）</li> </ul>
午前6時から 開園時刻までに解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則開園。ただし状況により休園する。（開園時間及び給食の有無は園の判断）</li> <li>休園の場合は、保護者への休園の連絡をする。</li> </ul>
（保育時間中に避難情報が発令され） 保育時間中に解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、休園とする。</li> <li>災害状況等に応じた対応を行う。</li> </ul>